

法人税の額から控除される特別控除額に関する
明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

調 整 前 法 人 税 額 超 過 額 の 計 算				
当 期 税 額 控 除 可 能 額 (6の合計)	1	円	法人税の額から控除される特別控除額 (1)と(3)のうち少ない金額	4 円
調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	2		調 整 前 法 人 税 額 超 過 額 (1)－(4)	5
当 期 税 額 基 準 額 (2)× $\frac{90}{100}$	3			
調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 の 明 細				
措 法 第 42 条 の 13 第 1 項 各 号 の 該 当 号 等			当 期 税 額 控 除 可 能 額	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額
			6	7
第 1 号	当 期 分	①	別表六(六)「20」 円	円
第 2 号	当 期 分	②	別表六(七)「16」	
第 3 号	当 期 分	③	別表六(八)「8」	
第 4 号	当 期 分	④	別表六(九)「20」	
第 5 号	前 期 繰 越 分 計	⑤	別表六(二十七)付表「1の③」	別表六(二十七)付表「2の③」
	当 期 分	⑥	別表六(十一)「15」	
第 6 号 (平成29年改正前の第 6 号)	前 期 繰 越 分 計	⑦	別表六(二十七)付表「1の⑥」	別表六(二十七)付表「2の⑥」
	当 期 分	⑧	別表六(十二)「14」	
		⑨	別表六(十二)「20」	
第 7 号	前 期 繰 越 分 計	⑩	別表六(二十七)付表「1の⑪」	別表六(二十七)付表「2の⑪」
	当 期 分	⑪	別表六(十三)「16」	
第 8 号	当 期 分	⑫	別表六(十五)「17」	
第 9 号	当 期 分	⑬	別表六(十六)「17」	
第 9 号 の 2	当 期 分	⑭	別表六(十七)「16」	
第10号	当 期 分	⑮	別表六(十八)「16」	
第11号	当 期 分	⑯	別表六(十九)「12」	
		⑰	別表六(十九)「25」	
		⑱	別表六(十九)「35」	
第12号	当 期 分	⑲	別表六(二十)「8」	
第13号	前 期 繰 越 分 計	⑳	別表六(二十七)付表「1の⑱」	別表六(二十七)付表「2の⑱」
	当 期 分	㉑	別表六(二十一)「14」	
第14号	前 期 繰 越 分 計	㉒	別表六(二十七)付表「1の⑰」	別表六(二十七)付表「2の⑰」
	当 期 分	㉓	別表六(二十二)「15」	
第15号	当 期 分	㉔	別表六(二十三)「20」	
第16号	前 期 繰 越 分 計	㉕	別表六(二十七)付表「1の㉔」	別表六(二十七)付表「2の㉔」
平成28年改正前の第14号	当 期 分	㉖	別表六(二十四)「19」	
震災特例法第17条の2第2項若しくは第3項、第17条の2の2第2項若しくは第3項又は第17条の2の3第2項若しくは第3項	前 期 繰 越 分 計	㉗	別表六(二十七)付表「1の㉗」	別表六(二十七)付表「2の㉗」
	当 期 分	㉘	別表六(二十五)「20」	
震災特例法第17条の3第1項、第17条の3の2第1項又は第17条の3の3第1項	当 期 分	㉙	別表六(二十六)「10」	
合 計				(5)

別表六（二十七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（平成29年旧措置法第42条6第4項《中小企業等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》に係る部分に限ります。）又は平成28年改正前の措置法（以下「平成28年旧措置法」といいます。）第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（平成28年旧措置法第42条の12の5第7項《生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「調整前法人税額超過構成額7」の各欄には、「調整前法人税額超過額5」に記載された金額が措置法第42条の13第1項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前法人税額超過額若しくは平成29年旧措置法第42条の13第1項に規定する調整前法人税額超過額又は平成28年旧措置法第42条の13第1項に規定する法人税額超過額を構成する部分の金額を記載します。